

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和3年2月9日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和2年12月17日午前10時頃、日立市□□□町□丁目□□番地
先市道7697号路上において、日立市□□町□□□番地□□□□□□
□株式会社□□□□の使用する自動車が走行した際、側溝のグレーチン
グが跳ね上がり、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠
償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金63,637円